

2022年5月31日

特定非営利活動法人消費者支援ネット広島 御中

株式会社ウェディングボックス

取締役 和田浩興



## 回答書

御法人からの2022年4月22日付のご質問に対し以下の通り回答いたします。

前撮りにおける振袖や帯等を撮影日以前に準備が完了しますので、これが損害に該当いたします。また、ヘアセット・メイクにつきましても美容室を抑えますのでキャンセルとなりますとキャンセル違約金の発生があります。

25万円がご契約金額だとすると、お振袖や帯・小物などの商品原価が約30%と美容室へのキャンセル料が損害となります。

また、契約締結の際の人件費や製造原価として考えられる家賃、販促費用なども契約によって賄われる費用です。

上記の次第ですので、前撮りの日付を基準日としております。

なお、消費者支援機構関西のサイト<sup>1</sup>によれば、株式会社レンタルブティックひろとの間の訴訟において、裁判所からの提案によって、使用日の179日前から30日前までの間の解約について、解約金を30%とすることで、和解が成立したとのことでした。

また、消費者支援ネット熊本によれば、消費者ネット広島様と株式会社石谷衣裳店との間で、使用日の半年前～4日前までの間の解約について、解約金を30%とする訴訟上の和解が成立したとのことでした。

したがって、他社の事例と照らしても、当社の約款は合理性があるものと考えております。

以上、ご検討よろしく願いいたします。

---

<sup>1</sup> [http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n\\_id=10000505](http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000505)  
[http://www.kc-s.or.jp/upload/f10000505\\_2.pdf](http://www.kc-s.or.jp/upload/f10000505_2.pdf)